



# 熊本県公報

第12765号  
平成30年10月12日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( // ) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○保安林の指定に関する予定	( // ) 4
○保安林の指定に関する予定	( // ) 4
○非破壊検査システムの物品調達に係る一般競争入札の参加資格等	(管理調達課) 4
○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設設置者の更新	(障がい者支援課) 5
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○道路の区域変更	( // ) 5
<b>公 告</b>	
○肥料登録	(農業技術課) 6
○土地改良区土地改良事業計画の変更認可	(農村計画課) 6
○非破壊検査システムの物品調達に係る一般競争入札の実施	(管理調達課) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( // ) 10
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 11
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課) 11
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 11
○農用地利用配分計画の認可申請	( // ) 12
○農用地利用配分計画の認可申請	( // ) 12
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 13
○県営土地改良事業計画の決定	( // ) 13
○県営土地改良事業計画の決定	( // ) 13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 13
○熊本都市計画事業合志市竹迫土地区画整理事業に係る換地処分 分の完了届	(都市計画課) 13
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成30年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(公共事業再評価監視委員会) 14
○公立大学法人熊本県立大学平成29事業年度財務諸表	(公立大学法人熊本県立大学) 14

## 告 示

**熊本県告示第784号**  
 森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市山田字端辺2090番496、2090番497、2090番512
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字端辺2090番496・2090番497・2090番512（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第785号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字津留字水溜2993番、字奥小谷3101番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字水溜2993番・字奥小谷3101番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字岩付477番、478番、480番、481番、488番から491番まで、492番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字岩付477番・478番・480番・481番・488番・489番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第787号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字岩下2152番から2154番まで、2156番から2160番まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字岩下2152番から2154番まで・2156番・2157番・2159番（

以上6筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第788号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町手野字宮ノ後2123番、2124番、2126番、2157番、又2157番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字宮ノ後2123番・2124番・2126番・2157番・又2157番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第789号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字産山字灰迫1288番、1289番、1290番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字灰迫1288番1・1289番・1290番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第790号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字七ノ小石738番、739番、742番1、743番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第791号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字中屋敷2053番6（次の図に示す部分に限る。）、字西千ヶ平2063番1、2063番2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字中屋敷2053番6、字西千ヶ平2063番2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第792号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市西小園字中園448番257、448番259、448番283、448番287
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字中園448番257・448番259・448番283・448番287（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第793号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
 平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
 非破壊検査システム 1式
- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定める

ところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成30年10月24日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含める）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第794号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により指定障害児入所施設として次のとおり指定したので、同法第24条の18の規定により公示する。  
平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児入所施設の種類
天草学園 天草市本町下河内606番地1	社会福祉法人啓明会 天草市本町下河内680番地 飽田 一夫	平成30年 10月1日	435300 0013	指定福祉型 障害児入所 施設

熊本県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成30年10月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町猿渡字引地 1054番3地先から 同所 1054番11地先まで	前	9.1 ～ 10.6	53.0	災害復 旧
			後	9.1 ～ 21.7		

2 区域を変更する期日 平成30年10月12日

熊本県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年10月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂 1518番1地先から 同所 1519番1地先まで	前	20.1 ～ 24.3	24.0	災害復旧
			後	20.1 ～ 46.6	24.0	

2 区域を変更する期日 平成30年10月12日

公 告

熊本県公告第620号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第148 4号	混合有機質肥料	混合有機221号	窒素全量： 2.5 りん酸全量： 2.1 加里全量： 1.4	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	平成30年10月1日

熊本県公告第621号

平成30年3月13日付けで球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区理事長から申請のあった相良村土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成30年9月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第622号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
非破壊検査システム 1式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等  
発注仕様書による。
- (4) 納入期限  
平成31年3月27日（水）



## (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) アに掲げる書類に(1) イに掲げる書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

## (3) 提出期間

公告の日から平成30年11月13日(火)午後5時まで

## (4) 提出先

1 (2)の入札・契約担当部局

## (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年11月13日(火)午後5時まで受け付ける。

## (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年11月21日(水)まで行う。

## (3) 入札の方法

## ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年11月20日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

## イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年11月21日(水)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

## (ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年11月20日(火)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

## (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

## (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

## (6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

- ク 紙入札による入札において二以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先  
 ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課調達班  
 電話番号 096-333-2580  
 ファックス番号 096-381-9010  
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010  
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間  
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:  
 A complete set of Multi-technology non destructive testing portable system
- (2) Delivery period:  
 March 27, 2019
- (3) Delivery Place:  
 Kumamoto Prefectural Industrial Research Center  
 3-11-38 Higashi Machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-0901, Japan
- (4) Date and Place for tender:  
 Date: November 21, 2018 10:00 a.m.  
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:  
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan  
 Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :  
 Tender must arrive no later than November 20, 2018
- (7) Other:  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

## 熊本県公告第623号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 上益城郡益城町大字平田字境1375番2、同1375番5  
 266.51平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 上益城郡益城町大字平田1370番地  
 菅野 竜治

## 熊本県公告第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2573番、同2574番1、同2576番1、同2579番、同2580番1、同2580番2、同2580番3、同2580番4、同2581番1、同2582番、同2584番、同2585番1の一部及び里道

- 4, 057.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区下江津三丁目7番26号  
有限会社毎日不動産

**熊本県公告第625号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営花房中部2期地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営花房中部2期地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年10月15日から平成30年11月9日まで
- 3 縦覧場所  
菊池市役所

**熊本県公告第626号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所  
株式会社猪本ホールディングス  
熊本市西区八島町745番地6
- 2 支援業務を行う事務所の所在地  
熊本市西区八島町745番地6

**熊本県公告第627号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年10月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字塘下2249番
谷畑 弘道	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字檜原264番
坂口 武正	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字中加倉454番 ほか1筆
村上 正史	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字平床1173番 2
中川 秀和	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字中加倉502番
林田 竜也	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字水谷1313番
森 日出輝	熊本市西区小島下町	熊本市西区中原町字四反割1692番ほ か19筆
上村 伸之	熊本市西区河内町河	熊本市西区河内町河内字居石1627番

	内	ほか10筆
株式会社ミチファットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字無田口七八ノ割1664番1ほか5筆
株式会社ミチファットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字無田口三四ノ割1459番1ほか15筆
岡本 拓也	熊本市南区城南町下宮地	熊本市南区富合町小岩瀬字渡唐坊687番3ほか6筆
農事組合法人うめどう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字浜成4577番ほか2筆 (一時利用地 熊本市西区西松尾町字浜成107番2)

2 申請年月日  
平成30年9月28日

**熊本県公告第628号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年10月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字芝原5334番1ほか21筆
株式会社峯樹木園	合志市野々島	合志市野々島字南原5455番ほか4筆
井嶋 吉憲	熊本市北区麻生田	合志市野々島字瀬吐617番ほか1筆
農事組合法人えら	合志市合生	合志市合生字前田1697番
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町小柳字稻生50番9ほか199筆

2 申請年月日  
平成30年10月2日

**熊本県公告第629号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年10月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字馬場4438番ほか1筆
長井 賢輔	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字霧ノ下1287番
小林 茂満	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字大迫3604番
倉田 昇	天草市志柿町	天草市志柿町字沖田2910番
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字下後新田9271番6ほか7筆

2 申請年月日  
平成30年10月3日

**熊本県公告第630号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営芦水地区（湯治山工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営芦水地区（湯治山工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年10月15日から平成30年11月9日まで
- 3 縦覧場所  
芦北町役場

**熊本県公告第631号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営栖本地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営栖本地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年10月15日から平成30年11月9日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第632号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営上津浦地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営上津浦地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年10月15日から平成30年11月9日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第633号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字下鶴2372番3、同2372番5、同2373番3、同2374番5  
436.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字砥川2369番地  
河端 良造  
河端 真

**熊本県公告第634号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により熊本都市

計画事業合志市竹迫土地地区画整理組合理事長衛藤一也から熊本都市計画事業合志市竹迫土地地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**登載依頼**

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第4号**

平成30年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

平成30年10月12日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成30年10月19日（金）  
午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事  
平成30年度公共事業再評価対象事業について（詳細審議）
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県農林水産部技術管理課）  
電話096-333-2467

**公立大学法人熊本県立大学公告第1号**

地方独立行政法人法第34条第3項の規定に基づき、平成29事業年度に係る財務諸表を次のとおり公告する。

平成30年10月12日

公立大学法人熊本県立大学  
理事長 白石 隆

**貸借対照表**  
(平成30年3月31日)

資産の部		(単位:円)
<b>I 固定資産</b>		
1 有形固定資産		
土地		9,088,942,082
建物	4,081,723,067	
減価償却累計額	△ 1,786,544,431	2,295,178,636
構築物	33,717,700	
減価償却累計額	△ 21,648,518	12,069,182
機械装置	15,792,000	
減価償却累計額	△ 10,596,421	5,195,579
工具器具備品	1,481,492,081	
減価償却累計額	△ 1,136,304,847	345,187,234
図書		1,116,694,269
美術品・收藏品		29,200,000
建設仮勘定		2,494,800
有形固定資産合計		12,894,961,782
2 無形固定資産		
電話加入権		64,000
無形固定資産合計		64,000
3 投資その他の資産		
差入敷金・保証金		504,000
破産再生更生債権等	2,146,000	
徴収不能引当金	△ 2,146,000	-
投資その他の資産合計		504,000
固定資産合計		12,895,529,782
<b>II 流動資産</b>		
現金及び預金		654,705,600
未収学生納付金収入		4,202,950
受託研究未収金		7,365,404
共同研究未収金		4,037,668
受託事業未収金		729,720
その他未収金		14,384,977
たな卸資産		138,634
前払費用		534,229
仮払金		966,336
立替金		132,323
流動資産合計		687,197,841
資産合計		13,582,727,623

(単位:円)

## 負債の部

## I 固定負債

## 資産見返負債

資産見返運営費交付金等	750,170,480	
資産見返補助金等	197,904,092	
資産見返寄附金	19,377,092	
資産見返物品受贈額	<u>831,126,311</u>	1,798,577,975

長期未払金		<u>54,215,530</u>
-------	--	-------------------

固定負債合計		1,852,793,505
--------	--	---------------

## II 流動負債

寄附金債務	90,763,066	
前受受託研究費等	1,630,414	
前受金	924,650	
預り金	25,649,107	
未払金	322,554,495	
未払費用	1,089,108	
未払消費税等	<u>506,400</u>	

流動負債合計		<u>443,117,240</u>
--------	--	--------------------

負債合計		2,295,910,745
------	--	---------------

## 純資産の部

## I 資本金

地方公共団体出資金	<u>12,166,185,000</u>	
-----------	-----------------------	--

資本金合計		12,166,185,000
-------	--	----------------

## II 資本剰余金

資本剰余金	483,027,676	
-------	-------------	--

損益外減価償却累計額(-)	$\Delta$ 1,715,342,643	
---------------	------------------------	--

損益外減損失累計額(-)	<u><math>\Delta</math> 288,000</u>	
--------------	------------------------------------	--

資本剰余金合計		$\Delta$ 1,232,602,967
---------	--	------------------------

## III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	-	
--------------	---	--

教育研究等環境整備目的積立金	244,348,356	
----------------	-------------	--

当期末処分利益	108,886,489	
---------	-------------	--

(うち当期総利益)	( <u>108,886,489</u> )	
-----------	------------------------	--

利益剰余金合計		<u>353,234,845</u>
---------	--	--------------------

純資産合計		<u>11,286,816,878</u>
-------	--	-----------------------

負債純資産合計		<u><u>13,582,727,623</u></u>
---------	--	------------------------------

注)1 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 586,313,127 円

(熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)

注)2 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 86,652,417 円

## 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

		(単位:円)
経常費用		
業務費		
教育経費	494,907,478	
研究経費	121,107,052	
教育研究支援経費	107,144,520	
受託研究費	40,831,006	
受託事業費	1,761,773	
役員人件費	70,891,689	
教員人件費	932,492,600	
職員人件費	418,354,640	2,187,490,758
一般管理費		123,660,582
財務費用		
支払利息	13,980,225	13,980,225
雑損		13,440
経常費用合計		<u>2,325,145,005</u>
経常収益		
運営費交付金収益		885,777,000
授業料収益		
授業料収益	1,147,944,589	
公開講座等収益	1,405,000	1,149,349,589
入学金収益		145,389,000
検定料収益		46,755,000
受託研究等収益		
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	25,463,775	
その他の団体からの受託研究等収益	15,385,804	40,849,579
受託事業等収益		1,755,720
補助金等収益		35,309,119
寄附金収益		23,911,677
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	40,035,363	
資産見返寄附金戻入	5,213,213	
資産見返物品受贈額戻入	6,356,778	
資産見返補助金等戻入	15,209,717	66,815,071
財務収益		
受取利息	7,968	7,968
雑益		
財産貸付料収入	13,310,843	
講習料等収益	166,000	
手数料収入	3,001,146	
売払収入	49,919	
間接経費収入	15,705,000	
その他雑益	13,722,799	45,955,707
経常収益合計		<u>2,441,875,430</u>
経常利益		<u>116,730,425</u>
臨時損失		
固定資産除却損		198,393
災害損失		91,647,043
		<u>91,845,436</u>
臨時利益		
運営費交付金収益		45,293,100
補助金等収益		38,708,400
		<u>84,001,500</u>
当期純利益		<u>108,886,489</u>
目的積立金取崩額		-
当期総利益		<u>108,886,489</u>

注)1 災害損失は主に熊本地震の関連費用を計上しております。

被災学生支援のための授業料・入学金の減免額	45,293,100円
本学建物等に係る復旧費(補助対象額)	38,708,400円
本学建物等に係る復旧費(自己収入対応額)	7,645,543円

注)2 臨時利益は熊本地震関連費用に対して財源措置された収益を臨時利益に計上しております。

被災学生支援のための授業料・入学金の減免額	45,293,100円	(運営費交付金収益)
本学建物等に係る復旧費(補助対象額)	38,708,400円	(補助金等収益)

キャッシュ・フロー計算書  
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 518,420,341
	人件費支出	△ 1,460,453,128
	その他の業務支出	△ 166,830,651
	運営費交付金収入	958,232,100
	授業料収入	1,100,841,340
	入学金収入	139,489,500
	検定料収入	46,738,000
	受託研究等収入	38,396,550
	受託事業等収入	1,026,000
	補助金等収入	73,366,573
	寄附金収入	17,460,487
	預り金の増減額	△ 4,495,842
	預り科研費等の増減額	3,401,020
	その他収入	47,443,507
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>276,195,115</u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	<u>△ 57,330,359</u>
	小計	△ 57,330,359
	利息の受取額	<u>7,968</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 57,322,391</u>
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務償還による支出	<u>△ 170,369,667</u>
	小計	△ 170,369,667
	利息の支払額	<u>△ 13,980,225</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 184,349,892</u>
IV	資金増加額	34,522,832
V	資金期首残高	<u>620,182,768</u>
VI	資金期末残高	<u><u>654,705,600</u></u>

## 注 記 事 項

(単位:円)

## 1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	654,705,600
資金期末残高	654,705,600

## 2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得	14,464,980
(2) 現物寄附の受入による資産・消耗品の取得	13,516,656

利益の処分に関する書類  
平成29事業年度  
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:円)

I 当期未処分利益	108,886,489
当期総利益	108,886,489
II 積立金振替額	244,348,356
教育研究等環境整備目的積立金	244,348,356
III 利益処分量	
積立金	<u>353,234,845</u>

**行政サービス実施コスト計算書**  
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:円)

<b>I 業務費用</b>		
<b>(1) 損益計算書上の費用</b>		
業務費	2,187,490,758	
一般管理費	123,660,582	
財務費用	13,980,225	
雑損	13,440	
臨時損失	91,845,436	<u>2,416,990,441</u>
<b>(2) (控除)自己収入等</b>		
授業料収益	△ 1,147,944,589	
公開講座等収益	△ 1,405,000	
入学金収益	△ 145,389,000	
検定料収益	△ 46,755,000	
受託研究等収益	△ 40,849,579	
受託事業等収益	△ 1,755,720	
寄附金収益	△ 23,911,677	
財務収益	△ 7,968	
雑益	△ 30,250,707	
資産見返運営費交付金等戻入	△ 24,783,863	
資産見返寄附金戻入	△ 5,213,213	<u>△ 1,468,266,316</u>
業務費用合計		948,724,125
<b>II 損益外減価償却相当額</b>		163,369,339
<b>III 引当外賞与増加見積額</b>		4,896,139
<b>IV 引当外退職給付増加見積額</b>		54,014,873
<b>V 機会費用</b>		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	100	
地方公共団体出資の機会費用	4,844,362	<u>4,844,462</u>
<b>VI 行政サービス実施コスト</b>		<u><u>1,175,848,938</u></u>

- (注) 1. 引当外退職給付増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの10,251,245円が含まれております。
2. 引当外賞与増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの403,235円が含まれております。
3. 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用  
天草市から許可を受け無償使用している大江農村広場について、天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
4. 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率  
新発10年国債の平成30年3月末利回りを参考に0.045%で計算しております。

## 注 記

## (重要な会計方針)

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、災害損失及び退職一時金については費用進行基準を採用しております。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4	～	47	年
構	築	10	～	34	年
機	械			15	年
工	具	1	～	15	年
	器				
	具				
	備				
	品				

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

## 3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から、前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

## 4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

## 5. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

## 6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

## 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

## (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。

## (2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成30年3月末利回りを参考に0.045%で計算しております。

## 8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

## 10. 財務諸表の表示

全て円単位により表示しております。

## (減損会計関係)

該当事項はありません。

## (重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する事項)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、未収債権等については、会計規程に沿ってリスク管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	654,705,600	654,705,600	-

## (注) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (賃貸等不動産に関する事項)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末 残高	摘 要		
					当期償却額		当期 損益内	当期 損益外				
有形 固定資産 (特定償却 資産)	建 物	3,178,543,041	-	-	3,178,543,041	1,540,508,329	131,458,819	-	-	-	1,638,034,712	
	構 築 物	-	907,200	-	907,200	19,958	19,958	-	-	-	887,242	
	工具器具備品	224,831,196	32,292,000	-	257,123,196	174,814,356	31,890,562	-	-	-	82,308,840	
	合 計	3,403,374,237	33,199,200	-	3,436,573,437	1,715,342,643	163,369,339	-	-	-	1,721,230,794	
有形 固定資産 (特定償却 資産以外)	建 物	876,018,026	27,162,000	-	903,180,026	246,036,102	41,151,107	-	-	-	657,143,924	
	構 築 物	33,892,600	-	1,082,100	32,810,500	21,628,560	1,999,264	-	-	-	11,181,940	
	機 械 装 置	15,792,000	-	-	15,792,000	10,596,421	1,042,271	-	-	-	5,195,579	
	工具器具備品	1,210,359,725	20,298,660	6,289,500	1,224,368,885	961,490,491	185,391,614	-	-	-	262,878,394	
	図 書	1,108,624,104	14,602,796	6,532,631	1,116,694,269	-	-	-	-	-	1,116,694,269	
	合 計	3,244,686,455	62,063,456	13,904,231	3,292,845,680	1,239,751,574	229,584,256	-	-	-	2,053,094,106	
非償却 資 産	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	-	4,546,800	2,052,000	2,494,800	-	-	-	-	-	2,494,800	
	合 計	9,118,142,082	4,546,800	2,052,000	9,120,636,882	-	-	-	-	-	9,120,636,882	
有形 固定資産 合 計	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	建 物	4,054,561,067	27,162,000	-	4,081,723,067	1,786,544,431	172,609,926	-	-	-	2,295,178,636	
	構 築 物	33,892,600	907,200	1,082,100	33,717,700	21,648,518	2,019,222	-	-	-	12,069,182	
	機 械 装 置	15,792,000	-	-	15,792,000	10,596,421	1,042,271	-	-	-	5,195,579	
	工具器具備品	1,435,190,921	52,590,660	6,289,500	1,481,492,081	1,136,304,847	217,282,176	-	-	-	345,187,234	
	図 書	1,108,624,104	14,602,796	6,532,631	1,116,694,269	-	-	-	-	-	1,116,694,269	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	-	4,546,800	2,052,000	2,494,800	-	-	-	-	-	2,494,800	
	合 計	15,766,202,774	99,809,456	15,956,231	15,850,055,999	2,955,094,217	392,953,595	-	-	-	12,894,961,782	
無 形 固定資産	ソフトウェア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	-	64,000	
	合 計	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	-	64,000	
投資その他の 資 産	差入敷金・保証金	638,000	-	134,000	504,000	-	-	-	-	-	504,000	
	破産再生更生債権等	1,176,000	1,505,800	535,800	2,146,000	-	-	-	-	-	2,146,000	
	徴収不能引当金	△ 1,176,000	△ 1,505,800	△ 535,800	△ 2,146,000	-	-	-	-	-	△ 2,146,000	
	合 計	638,000	-	134,000	504,000	-	-	-	-	-	504,000	

## (2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯 蔵 品 (切 手)	11,318	580,148	-	585,702	-	5,764	
貯 蔵 品 (グ ズ)	155,150	58,000	-	85,310	-	127,840	
貯 蔵 品 (ICハ ー スカ ー ト)	2,690	12,000	-	9,660	-	5,030	
合 計	169,158	650,148	-	680,672	-	138,634	

## (3) 無償使用公有財産等の明細

(単位:円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機 会 費 用 の 金 額	摘 要
土 地	土 地	天草市天草町大江1003番地	8.26㎡		100	機器設置
合 計			8.26㎡		100	

## (4) 有価証券の明細

## (4)-1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

## (4)-2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

## (5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

## (6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

## (7) 引当金の明細

## (7)-1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金以外の引当金はありません。

## (7)-2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
破産再生更生債権等 (徴収不能引当金)	1,176,000	970,000	2,146,000	△ 1,176,000	△ 970,000	△ 2,146,000	注)
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	5,236,400	△ 1,033,450	4,202,950	-	-	-	注)
合 計	6,412,400	△ 63,450	6,348,950	△ 1,176,000	△ 970,000	△ 2,146,000	

注)徴収不能引当金は、授業料の滞納にかかる回収可能性を個別に勘案して計上しています。

## (8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	12,166,185,000	-	-	12,166,185,000	
	計	12,166,185,000	-	-	12,166,185,000	
資本剰余金	資本剰余金					
	無償譲与	29,552,000	-	-	29,552,000	
	教育研究等環境整備目的積立金	174,798,263	33,199,200	-	207,997,463	注)
	前中期目標期間繰越積立金	237,821,974	-	-	237,821,974	
	損益外固定資産除売却差額	7,656,239	-	-	7,656,239	
	計	449,828,476	33,199,200	-	483,027,676	
	損益外減価償却累計額	△ 1,551,973,304	△ 163,369,339	-	△ 1,715,342,643	
	損益外減損損失累計額	△ 288,000	-	-	△ 288,000	
差引計	△ 1,102,432,828	△ 130,170,139	-	△ 1,232,602,967		

注) 当期増加額は、資産の取得によるものであります。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11)-1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
地方独立行政法人法第40条第3項積立金 (教育研究等環境整備目的積立金)	172,283,229	105,264,327	33,199,200	244,348,356	注)
前中期目標期間繰越積立金	-	-	-	-	
合 計	172,283,229	105,264,327	33,199,200	244,348,356	

注) 当期減少額は、資産の取得によるものであります。

(11)-2 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

区 分		金 額	摘 要
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金	-	
	計	-	
その他	地方独立行政法人法第40条第3項積立金 (教育研究等環境整備目的積立金)	-	費用の発生によるもの(教育環境整備物品の購入等)
	計	-	
	地方独立行政法人法第40条第3項積立金 (教育研究等環境整備目的積立金)	33,199,200	資産の購入によるもの(教育研究機器の購入等)
	計	33,199,200	
合 計	33,199,200		

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当 期 振 替 額				期末残高
			運営費 交付金収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成29年度	-	958,232,100	931,070,100	27,162,000	-	958,232,100	-
合 計	-	958,232,100	931,070,100	27,162,000	-	958,232,100	-

注) 熊本地震により減免した授業料・入学金補てん分として交付された運営費交付金(45,293,100円)については、免除相応額(臨時損失)を臨時利益に振り替えています。

(12) -2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	29年度交付分	合 計
費用進行基準	74,230,372	74,230,372
期間進行基準	856,839,728	856,839,728
合 計	931,070,100	931,070,100

注) 熊本地震により減免した授業料・入学金補てん分として交付された運営費交付金(45,293,100円)については、免除相応額(臨時損失)を臨時利益に振り替えています。

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13) -1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) -2 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	当期振替額						摘 要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	臨時利益計上	
外国人水銀研究者育成 支援事業費補助金	13,642,236	-	-	-	-	13,642,236	-	
大学改革推進等補助金	22,725,000	-	-	-	-	21,066,883	-	注)
熊本県中山間地域 サポート推進事業補助金	600,000	-	-	-	-	600,000	-	
公立大学法人熊本県立大学施設 災害復旧等事業費補助金	38,708,400	-	-	-	-	-	38,708,400	
合 計	75,675,636	-	-	-	-	35,309,119	38,708,400	

注) 執行未済額 1,658,117円は文部科学省へ返還を予定しております。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役 員	常 勤	57,019,992	4	7,269,345	1
	非常勤	570,000	3	-	-
	計	57,589,992	7	7,269,345	1
教職員	常 勤	971,154,300	123	12,047,022	6
	非常勤	197,811,669	207	-	-
	計	1,168,965,969	330	12,047,022	6
合 計	常 勤	1,028,174,292	127	19,316,367	7
	非常勤	198,381,669	210	-	-
	計	1,226,555,961	337	19,316,367	7

注) 1 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。

注) 2 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則に基づき支給しております。

注) 3 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。

注) 4 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

注) 5 上記明細には法定福利費は含まれておりません。

注) 6 上記明細には受託研究費等及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

(15) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

## (16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

業務費		
教育経費		
消耗品費	56,495,245	
備品費	5,548,288	
印刷製本費	17,738,508	
水道光熱費	53,701,806	
旅費交通費	19,611,660	
通信運搬費	5,335,904	
賃借料	10,738,534	
車両燃料費	22,476	
保守費	49,703,096	
修繕費	8,101,399	
損害保険料	78,964	
広告宣伝費	39,960	
行事費	17,404,200	
諸会費	1,179,105	
報酬・委託・手数料	30,226,093	
助成金	1,130,000	
奨学費	32,489,050	
減価償却費	183,857,390	
徴収不能引当金繰入	1,505,800	494,907,478
研究経費		
消耗品費	20,413,708	
備品費	11,872,314	
印刷製本費	3,413,145	
水道光熱費	14,655,006	
旅費交通費	22,251,456	
通信運搬費	975,193	
賃借料	2,573,263	
保守費	16,303,000	
修繕費	801,252	
損害保険料	46,870	
諸会費	3,558,418	
報酬・委託・手数料	8,283,072	
減価償却費	15,960,355	121,107,052
教育研究支援経費		
消耗品費	23,501,082	
備品費	337,500	
印刷製本費	2,594,021	
水道光熱費	13,729,392	
旅費交通費	2,981,065	
通信運搬費	4,427,630	
賃借料	2,721,039	
保守費	33,838,891	
修繕費	250,992	
損害保険料	2,961	
諸会費	714,100	
報酬・委託・手数料	11,447,284	
減価償却費	10,598,563	107,144,520
受託研究費		
消耗品費	9,943,617	
備品費	1,303,833	
印刷製本費	93,927	
水道光熱費	4,804,470	
旅費交通費	6,189,306	
通信運搬費	115,855	
賃借料	6,808,958	
修繕費	210,654	
損害保険料	77,464	
諸会費	24,500	
報酬・委託・手数料	8,240,901	
職員人件費	3,017,521	40,831,006

受託事業費			
消耗品費		316,224	
備品費		216,405	
印刷製本費		17,432	
水道光熱費		159,315	
旅費交通費		138,208	
通信運搬費		1,123	
賃借料		150,000	
報酬・委託・手数料		421,801	
職員人件費		341,265	1,761,773
役員人件費			
役員報酬		41,214,600	
賞与		16,192,440	
退職給付費用		7,269,345	
法定福利費		6,032,352	
通勤手当		182,952	70,891,689
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	526,130,518		
賞与	203,085,545		
退職給付費用	11,940,691		
法定福利費	112,834,624		
通勤手当	2,714,680	856,706,058	
非常勤教員給与			
給料	72,533,491		
法定福利費	2,659,405		
通勤手当	593,646	75,786,542	932,492,600
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	179,730,077		
賞与	57,715,420		
退職給付費用	106,331		
法定福利費	36,236,676		
通勤手当	1,778,060	275,566,564	
非常勤職員給与			
給料	121,934,451		
法定福利費	18,103,544		
通勤手当	2,750,081	142,788,076	418,354,640
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		5,520,613	
備品費		413,640	
印刷製本費		3,690,144	
水道光熱費		15,156,586	
旅費交通費		4,331,576	
通信運搬費		3,459,235	
賃借料		3,482,776	
福利厚生費		1,484,567	
保守費		18,404,183	
修繕費		1,467,612	
損害保険料		6,436,340	
広告宣伝費		5,145,626	
諸会費		2,405,542	
会議費		9,000	
報酬・委託・手数料		27,205,060	
銀行手数料		2,522,926	
租税公課		3,063,700	
減価償却費		19,167,948	
交際費		293,508	123,660,582

## (17) 寄附金の明細

(単位:円)

区 分	当期受入額	件数(件)	摘 要
使 途 特 定 寄 附 金	17,460,487	19	注1)
現 物 寄 附	13,516,656	431	注2)
合 計	30,977,143	450	

注1)熊本県立大学未来基金にかかる寄附については、それぞれ1件として計上しております。

注2)現物寄附の件数については、冊数(図書)及び台数(備品)で計上しております。

## (18) 受託研究の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
受 託 研 究	1,576,549	35,801,934	35,748,069	1,630,414
合 計	1,576,549	35,801,934	35,748,069	1,630,414

## (19) 共同研究の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
共 同 研 究	263,842	4,837,668	5,101,510	-
合 計	263,842	4,837,668	5,101,510	-

## (20) 受託事業等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
受 託 事 業	-	1,755,720	1,755,720	-
合 計	-	1,755,720	1,755,720	-

## (21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入額	件数(件)	摘 要
基 盤 研 究 ( S )	( 100,000) 30,000	1	
基 盤 研 究 ( A )	( 500,000) 150,000	1	
基 盤 研 究 ( B )	( 14,580,000) 4,374,000	14	
基 盤 研 究 ( C )	( 20,470,000) 6,141,000	30	
挑 戦 的 萌 芽 研 究	( 3,700,000) 1,110,000	2	
若 手 研 究 A	( 5,200,000) 1,560,000	1	
若 手 研 究 B	( 7,600,000) 2,280,000	8	
特 別 研 究 員 奨 励 費	( 2,100,000) 330,000	2	
研 究 成 果 公 開 促 進 費	( -) -	-	
合 計	( 54,250,000) 15,975,000	59	

注1)受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数( )書きとしております。

注2)受入額には他大学等の研究分担者への送金額は含めず、他大学から本学研究分担者あての送金額を含めております。

## (22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

## ① 現金及び預金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	289,490	
預 金	654,416,110	
合 計	654,705,600	

## ② 未払金及び長期未払金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	
未 払 金	固 定 資 産	24,030,000
	人 件 費	35,143,823
	リ ー ス 債 務	170,033,797
	そ の 他	93,346,875
	小 計	322,554,495
長 期 未 払 金	リ ー ス 債 務	54,215,530
合 計	376,770,025	

## ③ 資産見返運営費交付金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
建 物 に 係 る 分	438,518,206	27,162,000	27,231,801	438,448,405
構 築 物 に 係 る 分	7,293,055	-	1,473,979	5,819,076
機 械 装 置 に 係 る 分	6,237,850	-	1,042,271	5,195,579
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	27,041,232	1,192,282	9,259,839	18,973,675
ソ フ ト ウ ェ ア に 係 る 分	-	-	-	-
図 書 に 係 る 分	268,428,799	14,198,419	893,473	281,733,745
差 入 敷 金 に 係 る 分	134,000	-	134,000	-
合 計	747,653,142	42,552,701	40,035,363	750,170,480

## ④ 資産見返補助金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
建 物 に 係 る 分	189,950,196	-	10,590,861	179,359,335
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	21,237,154	-	4,618,856	16,618,298
図 書 に 係 る 分	1,926,459	-	-	1,926,459
合 計	213,113,809	-	15,209,717	197,904,092

## ⑤ 資産見返物品受贈額の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
構 築 物 に 係 る 分	6,086,542	-	723,678	5,362,864
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	67	-	-	67
図 書 に 係 る 分	831,192,480	-	5,633,100	825,559,380
差 入 敷 金 に 係 る 分	204,000	-	-	204,000
合 計	837,483,089	-	6,356,778	831,126,311

## ⑥ 資産見返寄附金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	16,564,506	4,641,398	5,213,208	15,992,696
図 書 に 係 る 分	2,980,024	404,377	5	3,384,396
合 計	19,544,530	5,045,775	5,213,213	19,377,092